

令和2年第7回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和2年11月27日 午前8時55分～午前9時45分
2. 開催場所 土佐町役場第1会議室
3. 出席委員 (9名)
1 和田正夫・4 式地数一・5 秦泉寺博隆・6 仁井田亮一郎・7 伊藤正枝・9 澤田順一・
10 川村正光・12 永野博隆・14 細川盛次
4. 欠席委員 2 和田勇・3 伊藤弘康・8 西村美佐江・11 竹政寛・13 西村尚・(5名)
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 書記 出島美穂
6. 議事日程

議案審議

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条による許可申請について |
| 第2号議案 | 農地法第4条による許可申請について |
| 第3号議案 | 農業振興地整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について |

その他

7. 会議の次第

事務局 出島：おはようございます。只今から令和2年第7回土佐町農業委員会総会を始めます。本日欠席の委員は和田勇委員・伊藤弘康委員・西村美佐江委員・竹政寛委員・西村尚委員の5名です。伊藤弘康委員より病氣療養のためしばらくの間、総会を欠席するとの連絡を受けています。農業委員会会議規則第5条により、総会の成立には過半数の委員の出席が必要です。成立要件を満たしていることを報告します。それでは会長お願いします。

会長：おはようございます。令和2年第7回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。7番伊藤正枝委員、9番澤田順一委員の2名を指名致しますのでよろしくお願い致します。

会長：続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可については町の許可になります。今回は3件あります。

会長：この件について澤田委員より補足説明等がありますか。

澤田委員：親戚にあたりますが、家庭の事情というか、こうする他ないというところです。心配しております。

伊藤正枝委員：譲受人は何歳ですか。

澤田委員：80代後半です。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法第3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて2件目について、事務局の説明を求めます。

事務局 出島：2件目について説明します。

会長：この件について澤田委員より補足説明等がありますか。

澤田委員：1件目と同じです。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法第3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて3件目について、事務局の説明を求めます。

事務局 出島：3件目について説明します。

会長：この件について澤田委員より補足説明等がありますか。

澤田委員：1，2件目と同じです。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法第3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて第2号議案、農地法第4条による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第2号議案農地法第4条による許可申請について説明します。転用の申請については、町の農業委員会の意見を付けて県に進達し、県知事の許可となります。今回は2件あります。1

会長：担当の川村委員より補足説明がありますか。

川村委員：ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

川村委員：無許可で転用しているのではないかと、というものがあるが、許可がいない場合がありますか。

事務局 出島：農業用倉庫など、一部の農業に必要なものについては、許可ではなく、届け出のみで終わるものもありますが、基本的には許可が必要とっておいてかまいません。農地パトロールの時にでも、ここに何ができたということは報告していただければ、事務局で確認します。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法第4条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本件は農業委員会として許可が妥当であると県に進達します。続いて2件目について事務局の説明を求めます。

会長：担当の永野委員より補足説明がありますか。

永野委員：ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法4条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本件は農業委員会として許可が妥当であると県に進達します。続いて第3号議案、農業振興地整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について、事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第3号議案、農業振興地整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について説明しま

す。農業振興地域整備計画は町の農業振興施策の方針や農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる農振農用地を指定している計画です。土佐町の農業振興地域は山林部分を除いた農地がある所は大半が農業振興地域で、その中で1筆ずつ農振農用地を指定しています。農振農用地は農地として守るための位置づけですが、今回は個別の除外申請12件の除外を行いたいため、町長より農業委員会に適当であるか協議されています。

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。1件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。2件目について事務局の説明を求めます。

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。2件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。3件目について事務局の説明を求めます。

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。3件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。4件目について、事務局の説明を求めます。

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。4件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。5件目について事務局の説明を求めます。

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。5件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。6件目について事務局の説明を求めます。

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。6件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。7件目について事務局の説明を求めます。

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。7件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。8件目について、事務局の説明を求めます。

会長：この件について質問はありませんか。

澤田委員：この件限らず、墓地の申請はすべて33㎡となっておりますが、どうしてですか。

事務局 出島：保健所の墓地申請が最大33㎡と決まっています。農振除外に関しては、その他駐車場など、必要な面積を足して必要な面積を申請してもらってかまわないのですが、そのまま33㎡だけの方が多いです。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。8件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。9件目について事務局の説明を求めます。

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。9件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。10 件目について事務局の説明を求めます。

会長：この件について質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。10 件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。11 件目の説明を求めます。

会長：この件について他に質問はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。11 件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長：挙手多数により、本件は異議なしと回答することに決定しました。12 件目について事務局の説明を求めます。

会長：この件について他に質問はありませんか。

仁井田委員：これらのように、何年も前に転用してしまっているものについて、時効はありませんか。

事務局 出島：非農地証明をできる基準として、転用の事実から 20 年以上経過しているもの、10 年以上耕作が放棄され、農地への復旧が難しいということが必要です。これらの基準を満たすものについては、非農地証明をしています。非農地証明があれば、それをもって登記地目を変更することができるようです。それができないものについては、さかのぼってでも転用申請をしていただく必要があります。本来は転用許可をとって、転用をするのが大原則ですが、今回の場合は、転用許可を取らずに転用をしてしまって、年数がたってしまっています。転用事実からどれだけ時間がたっているかで判断をします。非農地証明ができない年数については、さかのぼって転用許可をとってもらうこととなります。今回の第 3 号議案は町が定めた農業を振興していく土地で、農業をしないことになったので、その土地の指定を外してほしいということを申請者が町長に申請したものです。町長はそれを受けて、森林組合、農協、農業委員会にそれぞれ意見を聞きます。その回答について、第 3 号議案で決を採っているということです。町長はこの 3 者からの意見をまとめて町長部局と県とが協議に入ります。そうして農振農用地から除外できたものに関して、第 2 号議案であったように、数か月後に改めて転用申請が出たり、非農地証明申請が出ます。今回の第 2 号議案は、昨年 10 月に除外申請があって、今年 10 月末に除外が完了したため、今月転用申請ができたものを検討していただいたということになります。このように数か月から 1 年後ぐらいに、さらに皆さんにお諮りすることになります。

伊藤正枝委員：けっこう時間がかかりますね。

事務局 出島：そうですね。除外からとなるとかなりの時間を要します。

細川委員：今は土地が さん、家が さんとなっています。自宅を建築してから 40 年ほど経過しています。農地のままでは売買ができず、そのままになっていたようですが、どちらも高齢になってきて、代が変わると大変になるので、名義を整理したいということのようです。

仁井田委員：

事務局 出島：

前が切り立った斜面です。その斜面に さんの自宅がたっており、
該当地は庭部分です。自宅は宅地になっておりますが、庭部分が農地のままになっております。
会長：ないようですので、採決を行います。12 件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。
会長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。以上で議案審議を終わります。その他について事務局より説明をお願いします。

事務局 出島：農業委員手帳についてお知らせします。お手元に来年の農業委員手帳を配布しています。農業委員の身分証明書を挟んでご活用ください。

次回の農業委員会についてお知らせします。次回は 12 月 28 日、月曜日、9 時から開催します。開催の際には開催通知を郵送します。

事務連絡は以上です。

会長：他にご意見ありませんか。それでは以上で第 7 回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会長

和田正史

議事録署名委員

伊藤 正枝

議事録署名委員

澤田 順一